

役員等の報酬及び費用弁償の 支給に関する規程

社会福祉法人山添村社会福祉協議会役員等の
報酬及び費用弁償の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山添村社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第9条及び第23条規定に基づき、本会の役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 役員（理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) ふくし推進員
- (4) その他会長が定める者

(役員等の報酬等)

第3条 会長が、法人の運営のための業務にあたった場合は、別表1により業務報酬を支払うことができる。

2 理事が、会長の命を受けて法人の運営のための業務にあたった場合は、別表1により業務報酬を支払うことができる。

3 監事が指導監査への立会、運営状況の指導、又は監査等の業務にあたった場合には、別表1により業務報酬を支払うことができる。

4 評議員が、会長の命を受けて法人の運営のための業務にあたった場合は、別表1により業務報酬を支払うことができる。

5 理事、監事、評議員が理事会又は評議員会に出席した場合は、別表2により出席報酬を支払うことができる。

6 前第4項及び第5項のうち、評議員の報酬については、本会定款に定める額（各年度の総額が64,000円）を超えない範囲とする。

7 業務報酬と前項に掲げる出席報酬は、重複して支払わないものとする。

8 ふくし推進員が、法人の運営のために業務を行った場合は、別表3により費用弁償として支給することができる。

9 前条第4項に規定する者は、会長が別に定める額を費用弁償として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長の業務報酬支給は、本会職員給与規程及び職員の給料等の支給に関する細則の支給日に準じるものとする。

2 前項以外の報酬等は、本会の会計年度終了までに支給することとし、本人から申し出のあったときには、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会及び評議員会の承認を経て行うこととする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、報酬の支給及び費用弁償に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年度最初の定時評議員会開催日（平成29年6月20日）から施行する。なお、この規程の施行に伴い、平成17年4月1日施行（平成23年4月1日最終改訂）の社会福祉法人山添村社会福祉協議会役員報酬等支給規程は廃止する。

【別表 1】

名 称	報 酬
会長業務報酬	時間給 1,000 円
理事及び評議員業務報酬	時間給 1,000 円
監事監査等業務報酬	時間給 1,000 円

【別表 2】

名 称	報 酬
理事会・評議員会出席報酬	時間給 1,000 円

【別表 3】

名 称	報 酬
ふくし推進員費用弁償（年額）	基本額 500 円 + (@30 円 × 各大字会員数)